

令和元年第6回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和元年5月23日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和元年5月29日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名
  - 1番 吉澤光雄
  - 2番 向山光
  - 3番 瀬戸純
  - 4番 舟橋秀仁
  - 5番 松澤千代子
  - 6番 山寺はる美
  - 7番 樋口博美
  - 8番 池田睦雄
  - 9番 津谷彰
  - 10番 矢ヶ崎紀男
  - 11番 小澤睦美
  - 12番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町一般会計補正予算（第15号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正  
予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予  
算（第3号）
- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

- 平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 30 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 30 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予  
算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて  
辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて  
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて  
辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 18 議案第 16 号 荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議案第 18 号 令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 19 号 令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予  
算 (第 1 号)
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 31 年度辰野西学童クラブ建築工事 (建築本体)  
請負契約について

- 日程第 23 報告第 1 号 (1)平成 30 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書  
報告第 2 号 (2)平成 30 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書  
報告第 3 号 (3)平成 30 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和  
元年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について

日程第 24 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	武 井 庄 治
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番	松 澤 千代子
議席 第 6 番	山 寺 はる美

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第 6 回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。

続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 6 回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第6回辰野町議会6月定例会を開催、招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り、感謝を申し上げます。

今年の5月は、30度を超える日があれば遅霜による農作物の被害もあり、日中の温度変化が激しく、体調管理には苦慮したのではないかと思います。

さて、内閣府が16日発表した1月から3月期の国内総生産GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質で、前期比0.5%増、年率換算では2.1%増となり、2四半期連続のプラス成長となりました。ただ、対米貿易摩擦を抱える中国経済の鈍化で輸出が振るわず、内需も企業の設備投資と個人消費が減少に転じて停滞し、内需の弱さに伴い輸入が落ち込んだことによる計算上のかさ上げ効果が目立ち、実態は勢いを欠いたとの見解を示しています。

町の財政状況に目を向けますと、昨年度は町税全体で前年と比較して、2.2%ほど伸びている状況です。歳出については、経費節減に努めた結果、繰入金を減額した上で予定していました財政調整基金取り崩しを行わず、積み立てをすることができました。ところで、本年度からポンプ操法・ラッパ吹奏大会を取り止めた消防団の各分団が大会に向けての訓練に代えて、団独自の取り組みを始めました。消防技術や救急法の訓練など実際に現場で活かせる内容を考えて実践し、今後は昨年導入した消防団防災学習災害活動車両を活用し、住民と連携した訓練も実施しながら地域防災力の向上を目指してまいります。そして、6月15日にはいよいよ第71回ほたる祭りが開幕いたします。約4,000匹の幼虫の上陸が確認でき、昨年よりは少なめですがお祭り開催、開幕時に合わせて多くのホテルが舞い立つ予想です。今回は、姉妹都市ニュージーランドワイトモ訪問団、友好都市千葉県鋸南町、ホテル繋がり三重県名張市と、日本内外の人々が辰野町を訪れる予定であります。夏が始まる辰野からのテーマのとおり、町民の皆様には大いにほたる祭りを楽しんでいただくと共に、来町するお客様におもてなしの心で接していただきたいと思っております。また、お祭りの開幕式には、日本のど真ん中ロゴデザインの最優秀賞が発表されます。ど真ん中プロジェクトが主催するロゴデザイン募集の結果、176人243件の応募があり6月1日の審査会を経て、どんなロゴが決定されるか今から楽しみなところであります。

昨年、地方創生事業によりオープンしたたつの未来館アラパが一周年を迎えます。6月8日には感謝をこめて子どもから大人まで楽しめる各種イベントを開催し、6月の講座イベントも更に充実させていきますので、多くの町民の参加を期待しております。

す。

さて、第五次総合計画後期基本計画の4年目となる本年度は、未来投資型予算を編成し8つの事業推進に向けて、保育園の空調設置、小中学校のICT周辺機器整備、北沢東地区の遺跡発掘調査委託等、できる限りスピード感を持ってそれぞれ発注を行ったところであります。今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では平成30年度補正予算12件と、条例の一部改正3件、ほかに条例の一部改正1件、令和元年度補正予算3件、請負契約の締結1件の合わせて20議案であります。また、報告事項といたしまして、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書など3件があります。また、辰野中学校空調設置工事の工事内容変更に伴う請負契約変更について、追加議案として最終日に提案させていただきますので、よろしく願いいたします。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席5番、松澤千代子議員、議席6番、山寺はる美議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆様おはようございます。去る5月23日議会運営委員会を開催し、令和元年第6回辰野町議会6月定例会の会期、並びに審査日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月23日辰野町告示第16号によって辰野町町長より6月定例会を5月29日招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、6月定例会の会期及び審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全議員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

(局 長 朗読)

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日迄の17日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、平成30年度辰野町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成30年度辰野町一般会計補正予算（第15号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町税、地方消費税交付金、地方交付税などの増、国庫支出金、基金繰入金、町債などの減、国・県支出金などの確定に伴う財源組み換え、不用額、町債、基金繰入金の調整などによります。補正総額4億1,381万4,000円の減額で、予算総額は86億465万2,000円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方消費税交付金、地方交付税などの増額補正、国有提供施設等所在市町村助成交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では、職員手当、地方創生推進交付金事業に係る委託料の不用額の整理など各事業の不用額の整理が主なものであります。民生費では、介護保険事業への繰出金、福祉医療費給付金、一般非常勤職員報酬の不用額の整理が主なものです。衛生費では、古紙類収集処理委託料と塵芥車購入費の不用額の整理が主なものであります。農林水産業費では、国庫補助土地改良事業に係る町負担金、農業基盤整備促進事業の工事請負費、有害鳥獣駆除などにかかる報奨金の不用額の整理が主なものであります。商工費では、商工業誘致及び振興補助金の不用額の整理が主なものであります。土木費では、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助減額による工事請負額の不用額の整理が主なものです。消防費では、消防ポンプ付積載車購入費の不用額の整理が主なものです。教育費では、文教施設整備基金、教育振興基金への積立金と各事業

の不用額の整理が主なものです。公債費では、地方債の償還にかかる元金、利子償還金の不用額の整理であります。歳入においては、滞納整理の強化等により税込確保を図り、歳出においては、経常経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う増収分につきましては、将来の事業に備え財政調整基金の取り崩しは行わないように、繰入金を減額した上で、文教施設整備基金などに積み立てを行いました。また、繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期、または、適正工事期間の関係等により年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。今回、西小学校、光回線移設工事が追加となっています。繰越明許費総額は、合計で6億4,177万6,000円です。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定したことによる金額の変更と、予算執行状況からの借入金を抑制するため、廃止とする補正を行いました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたしますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

かなり広範囲に渡っていますが、ちょっと金額の大きいもの等について、細部をお聞きしたいと思います。全体で三点になろうかと思いますが、まず、予算書の22ページになります。失礼しました。申し訳ありません。勘違いしましたので、22ページでなくてですね、34ページになります。申し訳ございません。34ページの地方創生推進交付金事業の委託料が988万6,000円の不用減額、それから次のページの負担金で333万円の不要減額、特に補助金ですね、補助金332万6,000円の不用減額というふうになっているわけですけれども、ちょっと大きな額かなと思ってますが、この内容について説明をいただきたいと思います。あ、ごめんなさい。47ページになります。社会資本整備総合交付金事業であります。先ほど町長説明の中では、国庫補助の減額に伴うものということで、委託料1,070万5,000円工事請負費1億8,053万7,000円、ということで、かなり大きな減額になってます。具体的に、予定してた工事箇所が施工できなくなったということなのか、この積み上げの内容についても概略で結構ですので、お聞きしたいと思います。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは、向山議員の最初の質問についてお答えを申し上げます。ページ、34ペー

ジでございます。地方創生推進交付金事業の大幅な減額のうち、主に委託料それから補助金の減額に対するご質問でございました。地方創生推進交付金事業ですが、2つの事業が動いております。1つ目は、平成28年から三箇年に渡りまして、ホテルの町創生プロジェクト、それから30年から三箇年に渡りまして、活力ある産業と若者が生きる町辰野創生プロジェクト、この2つの事業でございます。これが併せ持って各費目の減額になっておりますけれども、まず最初に委託料でございます。減額の主なものを申し上げます。ほたる童謡公園の冬場の水路清掃委託、これはシルバー人材センターへの委託ですけれども、これが200万円の減額、それからホテルの町PR動画作成業務委託、これはど真ん中ウェディングのものに限って執行された関係で、134万3,000円の減額。それから、企業支援のための埋蔵文化財の発掘委託が446万円の減額でございます。こちらにつきましては、北沢東地区の遺跡調査委託につきまして、毎年500万円を見込んでおりましたけれども、本年度、令和元年度、一括して実施することになったため、500万円を減額したものが主な内容となっております。また、補助金の減額でございます。主なものは、35ページですね。ホテルの町づくり推進補助金、こちらは17区に対しましてホテルに関する保護・育成に関する活動に対して1区辺り10万円を計上していたものが、2区に留まった関係で150万円の減額、それからホテルの町関連商品開発、これは、町が進める6次産業化に関する商品開発についての補助金、これは200万円を計上していたものが、3件、27万4,000円に留まったこと。こういった内容が主な減額の内容でございます。

○建設水道課長

向山議員のですね、47ページの社会資本交付金事業についての説明をしたいと思っております。具体的にといいますと、昨年度ですね、工事を行うために要望をする金額がでございます。例えば、工事費でいいますと、2億4,000万の要望をしてるんですけども、実際ついてきたのは6,000万ということで、そういうところで減額してるということで、合わせて委託料も工事をしなかった分、設計委託料等が減額してるということでこのように計上しておりますのでよろしく申し上げます。

○向山（2番）

社会資本整備の関係で、具体的に施工を見送った、先送りをしたというような工事箇所があるのかもお聞きしたいと思います。

○建設水道課長



具体的にっていうと、社会資本のいくつかはございますが、全体的にですねついてくるのが、要望額の2割とか3割ですので、まあ幅広くやってるっていう中では、おっけてきてるところもございます。そういうわけで、どの地区が落ったとかっていうわけじゃなくてですね、要望する事業全体の額の中に4箇所、5箇所になる中の予算がおちてきてますので、それをうまく振り分けて対応してるっていうような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長

よろしいですか。後、三問目はよろしいですか、向山議員。

○向山（2番）

良いです。

○議長

はい。そのほかございませんか。質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、平成30年度辰野町一般会計補正予算（第15号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の総額については、変更はございません。めくっていただきまして、3ページをご覧ください。事業9102の配水及び給水費ですけれども、総額は変更ありません。中身の受水費について、桑沢浄水から購入する水量の金額が確定したことにより50万円追加し、補助金50万円を不用としたものでございます。それから、事業9105、事業9106の減価償却費、資産消耗費につきましては、平成30年度決算に伴い減価償却費及び資産消耗費の決算振り替えの処理を行うために、それぞれ減額及び追加をしました。以上、

提案理由等申し上げまして、ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、平成30年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号の平成30年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ366万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,562万2,000円とするものでございます。歳入について説明します。ページ7ページをご覧ください。水道使用料を335万4,000円減額しました。8ページをご覧ください。一般会計繰入金を43万6,000円追加しました。めくっていただきまして、9ページをご覧ください。前年度繰越金を75万4,000円追加しました。次の10ページをご覧ください。簡易水道債を、150万減額しました。水道使用料及び町債の減額は、水質検査等の費用及び委託料の減額により不用となったものです。繰入金は、公営企業会計適用準備に伴う町債の償還金相当分を、繰越金は、前年度繰越金の確定によりそれぞれ追加したものでございます。続きまして、11ページをご覧ください。07賃金の2万円、需用費の74万4,000円、委託料の144万円、原材料費の7万円、負担金及び補助金交付金の194万5,000円につきましては、減額しました。13

ページをご覧ください。償還金利子及び割引料 3 万円を償還金の確定により減額しました。ちょっと 1 ページをとばしていただきまして、15 ページをご覧ください。予備費の 5 万 5,000 円を減額しました。今説明しましたのは、いずれも不用減額でございます。1 ページお戻りしていただいて、14 ページをご覧ください。償還金及び返還金につきましては、平成 32 年度上水道統合に伴い、地元簡易水道組合等に繰越金を返還するもので、64 万円を追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、平成 30 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 4 号、平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 478 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 1,757 万円とするものでございます。おめくりをしていただいて、6 ページをご覧ください。歳入です。繰入金のうち、一般会計繰入金を 500 万円減額し、財産運用収入を 22 万円追加しました。財産運用収入につきましては、財政調整基金利子の確定によるものでございます。それから、8 ページをご覧ください。歳出につきましては、公共下水道費のうち、水処理センター管理費で、委託料を 500 ころころ 1,000 円減額しました。これにつきましては、不用減額でございます。積立金の 22 万 1,000 円を

追加しました。これは、財政調整基金利子確定によるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明します。予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ754万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,860万2,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入です。一般会計繰入金を600万円減額し、財政調整基金繰入金を155万円減額しました。7ページをご覧ください。利子及び配当金9,000円を追加しました。8ページをご覧ください。歳出です。5732の工事請負費を、155万1,000円、それから積立金は、1万円追加です。それから、5731の需用費ですけれども、100万円の減額、委託料ですけれども、250万の減額、工事請負費ですけれども、250万円の減額をしました。いずれも、不用減額でございます。先ほど追加の1万円につきましては、財政調整基金の利子の確定により追加したものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,387万7,000円にするものでございます。歳入について説明します。7ページをご覧ください。農業集落排水事業費分担金を63万円減額しました。8ページをご覧ください。利子及び配当金を1万8,000円追加しました。続いて9ページをご覧ください。財政調整基金240万円を減額しました。10ページをご覧ください。繰越金を313万7,000円追加しました。11ページをご覧ください。下水道事業債50万円を減額しました。歳出について説明します。12ページをご覧ください。積立金、財政調整基金積立金1万9,000円を追加しました。工事請負費39万4,000円を不用減額としました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,182万9,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。始めに、収入でございます。収納額が確定となりました国民健康保険税のうち一般被保険者分について、550万円を増額し、退職者被保険者分について860万円を減額するものです。8ページをご覧ください。使用料及び手数料について、金額が確定されましたので、督促手数料10万6,000円を減額するものでございます。9ページをご覧ください。県支出金ですが、県補助金の交付額の確定により普通交付金及び特別交付金、合わせて3,583万5,000円を減額するものでございます。11ページをご覧ください。繰入金ですが、町の一般会計からの繰入金額の確定に伴い、113万円を減額するものでございます。12ページをご覧ください。諸収入ですが、延滞金加算金及び過料として、225万円を増額とし、雑入として92万円を減額します。どちらも金額の確定によるものでございます。次に、歳出です。13ページをご覧ください。保険給付費のうち、療養諸費について一般被保険者療養給付費を3,140万円、退職被保険者等療養給付費は420万円、一般被保険者療養費を500万円とそれぞれ減額し、療養諸費は、4,060万円の減額となりました。次に、高額療養費について、退職被保険者等高額療養費を100万円減額するものです。出産育児諸費につきまして、出産育児一時金対象者の確

定、これは11人になりましたが、160万円を減額するものでございます。15ページは財源組替、16ページは不用減額でございませぬ。17ページをご覧ください。基金積立金ですが、533万2,000円を、国保支払準備基金に積み立てるものでございませぬ。18ページをご覧ください。諸支出金について、還付金及び還付加算金では、120万円の不用減額でございませぬ。繰出金では、直営診療施設勘定繰出金として、診療所会計繰出金を70万円減額し、辰野病院繰出金として549万8,000円を増額、合計479万8,000円を増額とするものでございませぬ。雑支出金につきましては、財源組替でございませぬ。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第7号、専決処分承認を求めることについて、専決第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分承認を求めることについて、専決第8号、平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第8号、平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ573万7,000円とするものでございませぬ。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入についてでございます。診療収入の確定により、第一診療所診療収入につきましては、19万1,000円を、川島診療所診療収入につきましては、9万9,000円をそれぞれ減額す

るものでございます。7ページをご覧ください。繰入金について、平成30年度決算見込みにより国保会計から繰入金を70万円減額し、110万円とするものでございます。8ページをご覧ください。諸収入のうち雑入を1,000円減額するものです。9ページをご覧ください。繰越金について17万9,000円の増額となりました。次に、歳出について10ページをご覧ください。総務費では、施設管理費のうち、第一診療所施設管理費を28万円、川島診療所施設管理費を40万円、それぞれ不用減額するものでございます。医業費は、第一診療所分を14万円不用減額とするものでございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第9号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,077万円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料の現年度分を実績により32万3,000円減額し、普通徴収保険料のうち、現年度分を136万1,000円増額するもの



でございます。7 ページをご覧ください。諸収入については、保険料還付金を 19 万 7,000 円減額するものでございます。次に、歳出についてです。8 ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療徴収費の負担金保険料納付金を 137 万 4,000 円増額し、利子及び割引料の 19 万 7,000 円を不用減額するものであります。9 ページをご覧ください。予備費について 33 万 6,000 円を減額するものであります。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 10 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的収入を、4,520 万 3,000 円減額し、総額を 20 億 9,668 万 9,000 円とするものです。また、収益的支出についても、7,017 万 8,000 円を減額し、総額 22 億 1,278 万 6,000 円とするものです。資本的収入を 500 万円減額し、総額 500 万円とするものです。支出につきましても、1,000 万円減額し、2 億 1,380 万円とするものです。内容につきましては、6 ページをご覧ください。収益的収入のうち、入院収益を 3,242 万 1,000 円増額し、外来収益を、8,812 万 2,000 円減額するものでございます。また、補助金としまして、国保特別調整交付

金、直診施設に係る補助金として国保会計経由でくるもので、549万8,000円です。資本費繰入収益につきましては、予算組替により資本的収入から収益的収入への変更であります。7ページをご覧ください。支出のうち、給与費は、臨時職員の賃金を482万2,000円増額し、材料費として薬品費を6,000万円、診療材料費を1,500万円減額するものでございます。この収入支出の増額減額の主な理由としまして、医師の異動に伴い、手術を行わなくなったことが大きな理由となります。また、入院収益につきましては、院長の目標が職員に周知された成果として病床利用率が高い数字で出たことによるものです。外来収益につきましては、患者数は増えたものの高額薬剤による治療を行わなくなったためです。これに伴いまして、支出面においても材料費のほうが大きく減額となりました。9ページの資本的支出についてですが、医療機器の購入を当初の半分に抑えたため、減額するものでございます。これは、優先度の高いものから購入しておりますが、経費節減も含め使用可能なものについては、できるだけ先延ばししたためです。これに伴い、一般会計からの出資金も減額し、出資金として収益的収入の資本費繰入収益に予算組替を行いました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬戸（3番）

6ページの収入の部のところの外来収益なんですけど、この8,800万円減収という形なんですけども、この大きな要因というのを教えていただければと思います。

○辰野病院事務長

先ほども申し上げましたが、治療ですね。特に具体的に申しますと、抗がん剤の治療、化学療法ですね、そちらのほうを行わなくなったことによりまして、その収入が大きく減りました。ただ、それに伴って、材料費のほうもかなりの減額になっているということで、収支を合わせるとさほどではないというふうに考えております。以上です。

○議長

そのほかよろしいでしょうか。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、平成 30 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 11 号、平成 30 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 39 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,895 万 8,000 円とするものでございます。内訳につきましては、6 ページをご覧ください。歳入では、新規加入者負担金を 1 万円の減額、7 ページをご覧ください。告知システム使用料を、28 万 3,000 円の減額。8 ページをご覧ください。利子及び配当金につきましては、基金利子の確定によりまして、1,000 円の増額。9 ページをご覧ください。辰野町地域情報告知システム基金繰入金 149 万 6,000 円の減額。10 ページをご覧ください。繰越金 139 万 4,000 円の増額であります。歳出では、11 ページをご覧ください。維持管理費の不用額の整理であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議 場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、平成 30 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

まず、本議案の作成にあたりまして不手際があり、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。それでは、議案第 12 号、専決第 12 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,615 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 3,266 万 5,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入でございますが、第 1 号被保険者の介護保険料が 2,444 万 6,000 円の増額でございます。次に、7 ページの督促手数料は、1,000 円の増額でございます。続いて、8 ページの国庫支出金、9 ページの支払基金交付金、10 ページの県支出金、11 ページの町からの繰入金につきましては、介護保険サービス給付費や地域支援事業費等の年間の給付費実績がまとまったことにより、これらの歳出に対して定められている財政負担割合に応じた、町社会保険診療報酬支払基金、県・国のそれぞれが負担すべき金額が確定したため、この負担金確定額と予算額とを調整するものでございます。それでは、8 ページに戻っていただき、国庫支出金でございますが、介護給付費負担金は増減がありませんが、その内訳については、説明欄の記載のとおりです。国庫補助金は、調整交付金が 257 万 4,000 円の増額、地域支援事業交付金が 49 万 7,000 円の増額でございます。9 ページの支払基金交付金は、介護給付費交付金は増減がありませんが、その内訳は、説明欄の記載のとおりです。地域支援事業支援交付金は、225 万 8,000 円の減額でございます。10 ページの県支出金は、介護給付費負担金は増減がありませんが、その内訳は説明欄の記載のとおりです。地域支援事業交付金は、151 万 5,000 円の減額でございます。11 ページの一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金が 124 万 8,000 円の減額、その他一般会計繰入金が 645 万 2,000 円の減額、地域支援事業繰入金のうち介護予防事業費分が、64 万円の減額、包括的支援事業・任意事業費分が、38 万 1,000 円の減額、低所得者保険料軽

減繰入金が4万5,000円の増額でございます。12ページの諸収入でございますが、延滞金が20万2,000円の増額、雑入は合計で46万8,000円の増額で、内訳は記載のとおりでございます。13ページの財産収入は、利子及び配当金が、41万6,000円の増額で、介護給付準備基金積立金の利子でございます。次に、14ページからの歳出でございますが、事業費確定に伴います不用減額が主なものでございます。14ページの総務費では、総務管理費で559万円の減額で、主なものは、職員の人件費の減額です。これは、地域包括支援センター職員1名分の人件費を総務費から地域支援事業費に変更するためのものであり、既に3月議会の補正第3号の地域支援事業費に、今回総務費で減額する人件費に相当する金額を計上させていただきました。15ページの徴収費は、46万7,000円の減額で、主なものは19負担金の上伊那広域連合負担金の減額です。また、介護認定審査会費は、150万6,000円の減額で、認定審査にかかる費用の減額が主なものでございます。17ページの介護給付費でございますが、サービス給付費等諸費で794万9,000円の減額、高額介護サービス費で203万8,000円の減額でございます。次に、18ページの地域支援事業費でございますが、包括的支援事業・任意事業で、147万4,000円の減額、20ページの介護予防・生活支援サービス事業費で470万円の減額となり、その主なものは20ページ最下段の13委託料で、総合事業「よつば」リハビリ教室「ゆい」にかかる委託料の減額、また、21ページの19負担金で総合事業「あゆみ」と、訪問サービスAの負担金の減額でございます。そのほかには、同じページの一般介護予防事業費が46万5,000円の減額でございます。22ページの基金積立金につきましては、4,041万7,000円増額して、介護給付準備基金に積み立てを行いました。介護給付準備基金の平成30年度末の残高は、昨年度末残高2億9,265万1,474円に、利子41万6,956円と今回の積立金4,000万円を合計し、3億3,306万8,430円となりました。23ページの諸支出金は、償還金及び還付加算金が、7万3,000円の減額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

ただいまの説明、一番最後のところですね、基金の積立金の明細について説明がありました。ここで、4,000万積み立てることによって3億3,000万の積み立て金額に

なるってことなんです、介護保険の性格上急激な給付ってのは、あんまり考えられないよ、給付の伸びってのはあんまり考えられないのかなっていうふうに思う訳ですが、そうするとこの3億3,000万の積立金について、今後どのような運用になっていくのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

介護給付準備基金につきましては、介護給付費の見込みが下回った場合には、その剰余金を基金に積み立てて、不足した場合には、取り崩すといったような運用をしております。で、3億3,000万ほどの積立金となるわけですけれども、介護保険料につきましては、3年毎法律で定められた介護保険事業計画によって定めて、算出しております。平成30年度から3年間は、保険料が据え置きということになりますけれども、高齢化率ですとか高齢者の数が増えていくわけですし、保険料据え置きながら給付費が増加してくことが考えられます。で、そういった場合にですね、今回4,000万円の積み立てをいたしましたけれども、今計画の最終年には、給付費が伸びる可能性がありますので、不足した場合にはそのようなところで充てていくということになります。それから、基金の総額につきましては、次期の8期の介護保険事業計画を立てる際に、来年まあその計画を立てるわけでありまして、8期の3年間のサービス給付等の見込みを算定しまして、保険料等を勘案して不足する場合には、基金の積立も予定をするところでございます。以上です。

○議 長

ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、専決第12号、平成30年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて、専決第13

号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。ここでは、改正の概要について説明いたします。本議会上程の辰野町税条例の一部を改正する条例の議案は、税制改正、特に地方税法の一部を改正する法律等の上位法令に合わせるもので、国の定める法律の改正内容に辰野町税条例の内容を合わせ、変更するものでございます。住民税関係でございますが、第 1 条においてふるさと納税は、総務大臣が規定する基準に適合するものでなければならないと改正するものであります。第 2 条では、扶養親族申告書に単身児童扶養者の該当有無を記載するよう改正し、第 3 条において単身児童扶養者を非課税とする改正でございます。第 5 条では、法人格企業、ここでは大企業とご理解いただきたいと思います。大企業の申告の提出は、電子申告である e-Tax で行うことを義務化するための改正でございます。資産税関係では、第 1 条において地方税法の改正に伴う号や項の番号のずれを改正しています。軽自動車税関係では、1 条において新規登録後 13 年経過した軽自動車に対して、税率を上げる重課を平成 31 年までとする改正、第 2 条においては、従来までの軽自動車税を種別割とし、その徴収方法を規定する改正に加え、新たに軽自動車税に環境性能割を新設し、その徴収方法や課税免除を規定するものであります。第 3 条では、種別割にグリーン化特例を新設し、第 4 条において第 1 条と同様の重課を種別割に適用するための改正でございます。地方税法等の一部改正する法律は、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、専決処分をお願いするものでございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思っております。これにご

異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16、議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 14 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由を説明申し上げます、上位法令の地方税法等の一部を改正する法律が、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めます。お手元資料の新旧対照条文をご覧ください。下線部が改正部分でございます。ご覧のとおり、上位法令である地方税法の改正による条例の項ずれによる所要の整備でございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 14 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 15 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。



○住民税務課長

議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。上位法令の地方税等一部を改正する法律ほか平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものでございます。お手元の資料の新旧対照条文をご覧ください。下線部分が改正部分でございます。1 ページをご覧ください。第 2 条、第 2 項において課税限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げるものでございます。2 ページをご覧ください。先ほどの第 2 条で、課税限度額を引き上げたことに伴い、第 23 条において減額の上限を 58 万円から 61 万円に引き上げ、第 2 号において、5 割軽減となるものの基準額である判定所得額を 27 万 5,000 円から 28 万円に引き上げる。第 3 号において、2 割軽減となるものの基準額である判定所得額を、50 万円から 51 万円に引き上げる改正でございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1 番）

第 2 条第 2 項の基礎税課税額の変更について、質問します。合計額が 61 万円を超える場合には、61 万円にするということで現行の 58 万円から引き上げになったわけですが、これに該当する被保険者数、辰野町では何人くらい、何世帯くらいと見込まれる、あるいは実績でカウントできるのか、世帯数ともう 1 つは、61 万円程度の世帯という、もしモデルケースでいうとどのくらいの所得、世帯数、資産、そういうモデルケースで示していただけるものがあればモデルケース、なければ、辰野町でいえばこれくらいの世帯に該当するという例示がお示しいただければ、示していただきたい。以上、2 点質問します。

○住民税務課長

まず、この税条例の改正でございますが、平成 31 年の 3 月に条例が変わりまして、これに合わせての試算の資料はまだできておりません。令和元年が全て終わったところから出てくるものでございますが、平成 30 年をベースとしてうちのほうで計算しているところでございますが、これに該当する世帯数は、21 名。人員は 66 人となっております。金額でございますけれども、こちらのほうも具体的数字を挙げることで

きませんので、ご容赦いただきたいと思いますが、それに近いものというようなものであれば、うちの係のほうで用意をしてるものも若干ございますけれど、それは決してここの本会議の中で発言するような内容ではございませんので、控えさしていただきます。後、そういったモデル関係でございますけれども、まず国民健康保険に入っていないなければならないので、それが一人で事務所を開いてる方でも法人格として登記をしている場合には、社会保険に加わってまいりますので、この対象から外れてしまいます。といいますと、辰野町内で事務所を開いている弁護士さん、税理士さん、それ以外の設計士さん、こういった個人でやっていらっしゃる方、みたいな所得をきちんと捉えているものに関しては、61万円以上になるだろうなあと予想をしています。ま、それ以外にも、いろんなパターンがありますので、ここでこういったモデルは間違いないというお返事をするには控えさしていただきたいと思います。以上です。

○議長

そのほかありませんか。

○瀬戸（3番）

すいません、先ほどは申し訳ありませんでした。今の吉澤議員の部分のちょっと答えられないのかなっていうふうに今答弁があったんですけども、これ増収になると思うんです。この増収のところもまだいくらぐらいになる、うん。ていうのは、ええ。計算はされていないのかなっていうのと。あと一つ要望なんですけど、実はこの国民健康保険税がどのくらいになるのかっていうのがね、試算ができる表が町のホームページに載ってると思うんですけど、これがどうも今回の改正以前のものがやっぱり載ってると思うので、それをちょっとね修正していただきたいっていう要望も一緒に言わしていただければと思います。

○住民税務課長

瀬戸議員の2点の質問にお答え申し上げます。まず、どんくらい上がるかという内容でございますが、私どもで計算しているものはございません。ただし、58万円から62万円に上がるこの差額分に関して、それほど影響があるだろうなあとは考えておりませんので、はい。ご承知いただければと思います。それから、ホームページのほうの試算表でございますが、そちらのほうは早急に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 15 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第 16 号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。荒神山スポーツ公園に水泳場が存在しないため、条例の一部を改正するものでございます。別添の条例新旧対照表をご覧ください。右側の現行のですね、第 7 条、第 2 項を削るものでございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 16 号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたし

ます。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○町 長

令和元年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、移住・定住施策にかかる事業費、地域活動助成事業採択にかかる事業費、道路拡幅に伴う光通信網支障移転工事費、プレミアム付商品券事業にかかる経費、かやぶきの館の施設修繕料、道路改良に伴う測量設計業務委託料、公園施設長寿命化対策事業にかかる工事費、コミュニティ助成事業採択による美術館特別事業費、たつの未来館のスポーツ振興くじ助成金事業採択にかかる事業費の追加などの補正予算であります。補正総額は、7,503万5,000円の増額で、予算総額は、87億9,503万5,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債の増額であります。歳出につきましては、総務費では、辰野ふれあい農園土恋処よこかわの1棟を移住体験施設として利用することにかかる経費、地域活動助成事業採択に伴う北大出区の防災備品整備事業に対する補助金、県道下諏訪辰野線、平出橋南側の道路拡幅に伴う光通信網支障移転工事費の追加などが主なものであります。民生費では、消費税率引き上げに伴う対応として、低所得者、子育て世帯を対象に実施されるプレミアム商品券事業にかかる経費の追加などが主なものであります。農林水産業費では、かやぶきの館の施設内の修繕料や、物品廃棄処分委託料、備品購入にかかる費用の追加であります。土木費では、県道下諏訪辰野線の平出上町地区の道路改良に伴う物件調査や、土地造成工事の測量設計業務委託料の追加、荒神山公園内のスポーツ施設を対象とした公園施設長寿命化対策工事費の増額などが主なものであります。教育費では、コミュニティ助成事業採択に伴う辰野美術館の特別展事業、創造の王国実施のための経費、たつの未来館の公共スポーツ施設等活性化助成事業の不採択に伴う委託料の不用額の整理と、スポーツ振興くじ助成金事業の採択に伴うスポーツ関係備品購入や、道路舗装工事費の追加などが主な内容であります。地方債補正につきましては、公園施設長寿命化対策工事費の増額に伴い借入額の増額変更を行うものであります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

日程第 20、議案第 18 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 18 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を説明申し上げます。予算書の 1 ページをご覧ください。資本的収入及び支出の補正で、支出の第 1 款、資本的支出で 800 万円を追加して、2 億 3,418 万 3,000 円とし、内訳ですが、建設改良費で 800 万円を増額し、1 億 220 万円としました。3 ページをご覧ください。支出です。14 の委託料を 300 万円、工事請負費を 500 万円増額するものでございます。これはですね、小野の休戸の防衛省の道路舗装工事が今年度行いますが、それに合わせて水道の移設等を行うものでございます。当初、既設ポンプの移設をせずに実施する予定でございましたが、設計を進める中で、当該道路工事と調整により移設及び新設の必要性が生じることが分かりましたので、設計及び工事費の見直しにより増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議 場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 18 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 19 号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算、第 1 号について、提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出の総額

から歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,102 万 7,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入では、前年度繰越金 250 万円を追加しました。めくって 7 ページをご覧ください。歳出でございます。5719 北部地区の水処理管理費でございます。その委託料が 470 万円増額にしました。理由は、公共下水道の統合へ向け準備をしてる中で、辰野北部の管路点検、清掃を沢底地区と一緒に発注することにより、経費を抑えるためにこの 470 万円を計上させていただきます。そのほかの各会計の不用減額につきましては、この委託料の増に伴いましてその他のものの減額としました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 19 号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算、第 1 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、平成 31 年度辰野西学童クラブ建築工事、建築本体請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 20 号、平成 31 年度辰野西学童クラブ建築工事（建築本体）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和元年 5 月の 9 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定いたしましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、平成 31 年度辰野西学童クラブ建築工事（建築本体）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 5,445 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字平出 1739 番地神稲建設株式会社辰野営業所でございます。なお、一般競争入札の応札者は 2 社でありました。以上、提

案理由を申し上げました。工事内容につきましては、こども課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

工事内容を申し上げます。この工事は、辰野西小学校、校舎南側の校務技師作業所を取り壊しし、撤去し、跡地に木造平屋建て延べ床面積 208.68 平米の学童クラブを新築するものであります。平成 26 年 4 月の開所以来、辰野西小学校の余裕教室と校務技師作業所を利用し運営してまいりましたが、校務技師作業所につきましては、築 51 年を経過し老朽化が著しく、また、年々利用児童も増加し、施設全体が大変手狭になっております。今回の工事によりまして、保護者が安心してお子様を預けていただけるように、また、児童が快適に利用いただけますように、実施をするものであります。工期は、本年 11 月 29 日の完成を目指しております。工事内容は、以上のとおりです。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 20 号、平成 31 年度辰野西学童クラブ建築工事（建築本体）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、地方自治法施行令第 146 条第 2 項、地方公営企業法第 26 条第 3 項、及び地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。

報告第 1 号、平成 30 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第 2 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書。報告第 3 号、平成 30 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和元年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。以上、3 件についてを順次報告を求めます。最初に報告第 1 号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。1行目の保育園運営事務につきましては、町内保育園空調設備設置工事の設計委託料でございます。2行目の社会資本整備総合交付金事業は、町道61号線工事でございます。3行目の教育委員会事務につきましては、辰野南小学校体育倉庫及び辰野西小学校光回線移設工事でございます。4行目の小学校空調設置事業は、小中学校空調設置工事と工事の設計管理委託料、また、辰野西小学校電気設備改修工事にかかるものでございます。これら全ての事業費につきまして、令和元年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、または、適正工事期間の関係などにより年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で、6億1,532万1,200円でございます。以上、報告いたします。

○議長

次に報告第2号についてを報告を求めます。

○建設水道課長

報告第2号の、平成30年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。1段目の平成30年度沢底地区配水管敷設替え設計業務委託でございます。予算計上額648万円に対し、平成31年度に648万円を全額繰り越すものでございます。これにつきましては、今現在、堰堤工事を行っておりまして、それに伴って町道を舗装するというものに合わせて、水道管の敷設替えを設計するものでございます。基準測量を行うにあたりまして、水準点が1km以上離れたところがございます。それから点を持ってくるものに工期がかかったため、繰り越しをさしていただいております。2段目の平成30年度県道与地辰野線配水管敷設工事でございます。予算計上額5,500万8,000円に対して、平成31年度には3,660万8,000円を繰り越すものでございます。これにつきましても、今現在、春日街道の先にある県道与地辰野線を工事を行っております。県道与地辰野線の歩道にこの配水管を入れていくということでございまして、県道の改良が間に合わなかったためこちらのほうにも影響をしまして、繰り越すという形を取らせていただいております。以上、報告を終わります。

○議長

次に報告第3号について報告を求めます。



## ○産業振興課長

報告第3号、平成30年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和元年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして、報告いたします。始めに報告資料真ん中よりございます、平成30年度辰野町土地開発公社事業報告書から説明をさせていただきたいとおもいます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成30年度の事業は、経営健全化計画に基づきまして、桜町地区2,461.9平米、上辰野地区2,711平米、計5,172.9平米を処分し、町からの繰出金により簿価の縮減を図りました。造成用地地区では、宮所地区312.7平米、上辰野地区413平米、計725.7平米を処分いたしました。理事会につきましては、2回の理事会におきまして全議案、承認及び可決をいただいております。次に、平成30年度辰野町土地開発公社、事業会計決算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では、町からは土地開発公社の経営健全化のために、6,000万円の予算を支出しております。先ほどの2地区、計5,172.9平米、町へ売却し、そのほか宅地分譲地での売却を含め、決算額では、第1款事業収益で、7,616万5,268円、第2款、事業外収益として427万6,106円、合計で8,044万1,374円となり、支出では事業原価で7,075万円、第2款販売費及び一般管理費が、20万1,788円、第3款事業外費用で297万62円、合計7,392万1,850円となりまして、差し引き純利益は、4ページの損益計算書にもありますように、651万9,524円でございます。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は、短期借入金の5億3,500万円で、資本的支出は、短期借入金償還金ほかで、合計6億711万円でございます。資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額、7,211万円には損益勘定留保資金で補填をいたしております。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は、現金預金3,498万1,935円、未収金2万9,000円。完成土地等でございます。3億3,127万4,934円、資産合計で3億6,628万5,869円、負債は、短期借入金3億5,103万円、負債合計3億5,103万円であります。差引純資産として1,525万5,869円でございます。続いて、4ページをとばしまして、5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で、流動資産合計は、3億6,628万5,869円で資産の部合計も同額でございます。負債の部で短期借入金は3億5,103万円、流動負債合計及び負債の部合計も同額でございます。資本の部では、基本財産300万円、前期繰越準備金573万6,345円、当期純利益651万9,524円を計上し、資本の部合計は、1,525万5,869円、負債資本の部

合計は、3億6,628万5,869円となりました。6ページは、キャッシュ・フローの計算書でございます。7・8ページは、収益的収支、資本的収支の明細書でございますので、説明は省略させていただきます。次に、最初に戻っていただきまして、令和元年度の辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして、公有地の処分事業はございませんが、賃貸による貸付等継続事業として3地区を計画的に執行をしていく予定でございます。土地造成事業では、処分事業予定面積として3地区、約4,631平米の分譲を予定し、継続事業と合わせて12地区の分譲及び造成売却計画を実施しています。また、平成25年度から推進中の第二次辰野町土地開発公社経営健全化計画を継続実施いたしまして、一般会計から借入れの利子に対する補助金を繰り入れ、保有地については町での買取を計画的に行い処分をしております。次に、令和元年度辰野町土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧ください。中ほどにございますけれども、収益的収入及び支出は、ともに6,020万7,000円でございます。2ページの第4条資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出に対し、不足する額が8,353万円となりまして、損益勘定留保資金で補填するものでございます。内訳としまして、資本的収入は短期借入金で5億円で、資本的支出は5億8,353万円でございます。3ページ以降は、予算の実施計画を添付させていただきますので、ご覧をいただきたいと思っております。最初に申し上げましたように、それぞれ理事会において承認、決定をいただいているものでございます。以上、辰野町土地開発公社平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画について報告をさせていただきました。

○議長

ただ今、3件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第24、請願・陳情についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○局長

(文書表朗読)

○議長

以上、第5号、第6号、第9号、第10号と「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。第7号、8号は、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり福祉教育常任委員会に付託することに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変長時間ご苦労様でした。

#### 1 1. 散会の時期

5月29日 午前 11時 54分 散会